5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Sakata Ornamentals Europe A/S
Odensevej 82 5290 Marslev, Denmark
7　出願公表の年月日　平成24年2月20日

1　品種登録の番号　第23094号
2　品種登録の年月日　平成26年2月28日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Osteospermum L.
4　登録品種の名称　トラ　テラ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Syngenta Crop Protection AG.
Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel, Switzerland
7　出願公表の年月日　平成24年4月23日

1　品種登録の番号　第23095号
2　品種登録の年月日　平成26年2月28日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Osteospermum L.
4　登録品種の名称　TRA YEL
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Syngenta Crop Protection AG.
Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel, Switzerland
7　出願公表の年月日　平成24年6月19日

1　品種登録の番号　第23096号
2　品種登録の年月日　平成26年2月28日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Penstemon Schmidel.
4　登録品種の名称　スイートジョアンヌ

○原子力規制委員会告示第一号

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整備等に関する告示を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整備等に関する告示

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件の一部改正）

第一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件（昭和四十七年総理府告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める。

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正）

第二条　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第八項中「正本及び副本各一通」を「正本一通」に改める。

（経済産業大臣の指定する指定検査機関等に関する規則に基づき経済産業大臣が定める研修を定める告示等の廃止）

第三条　次に掲げる告示は、廃止する。

一　経済産業大臣の指定する指定検査機関等に関する規則に基づき経済産業大臣が定める研修を定める告示（平成十二年科学技術庁告示第二十二号）

二　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令に基づき原子力規制委員会が定める研修を定める告示（平成十五年経済産業省告示第三百三十二号）

三　試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する省令に基づき原子力規制委員会が定める研修を定める告示（平成十五年文部科学省告示第百五十四号）

四　独立行政法人原子力安全基盤機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年経済産業省告示第二百五十六号）

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正）

第四条　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成十三年経済産業省告示第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「及び第三項第一号」を削り、「同項」を「同号」に改める。

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部改正）

第五条　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条を削る。

（原子力災害対策指針の一部改正）

第六条　原子力災害対策指針（平成二十五年原子力規制委員会告示第十五号）の一部を次のように改正する。

第2中「、独立行政法人原子力安全基盤機構」を削る。

第3中「独立行政法人原子力安全基盤機構、」を削る。

附　則

この告示は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）